

妊婦健康診査助成金の申請について

契約医療機関等以外で受診せざるを得ない妊婦さんに対し、申請に基づいて妊婦健康診査の費用を助成します。

- ・ 母子健康手帳を交付した日から出産日までの間の受診に限ります。
- ・ 保険診療で行われている検査は対象になりません。
- ・ 日本国内の医療機関での受診に限ります。

受 診

- ・ 妊婦健康診査の結果を母子健康手帳及び助成券に記入してもらってください。
- ・ 妊婦健康診査費用を医療機関へお支払いください。
- ・ 領収書を大切に保管してください。
- ・ 残っている草加市の助成券も申請に必要なので保管してください。

申 請

- ・ 申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて申請してください。

【申請書】 ・保健センターで発行しています。
・草加市のホームページからダウンロードできます。

【添付書類】 ① 母子健康手帳のコピー（3か所）
1) 表紙 2) 妊娠中の経過 3) 検査の記録
② 領収書原本
③ 診療明細書（医療機関から渡されている場合のみ）
④ 妊婦健康診査助成券（残っているものすべて）
⑤ 里帰り先への決定通知書の郵送を希望する方は、里帰り先住所を明記したもの

【申請場所】 草加市保健センター（郵送申請も可）

【申請期間】 出産日から6か月以内にまとめて申請

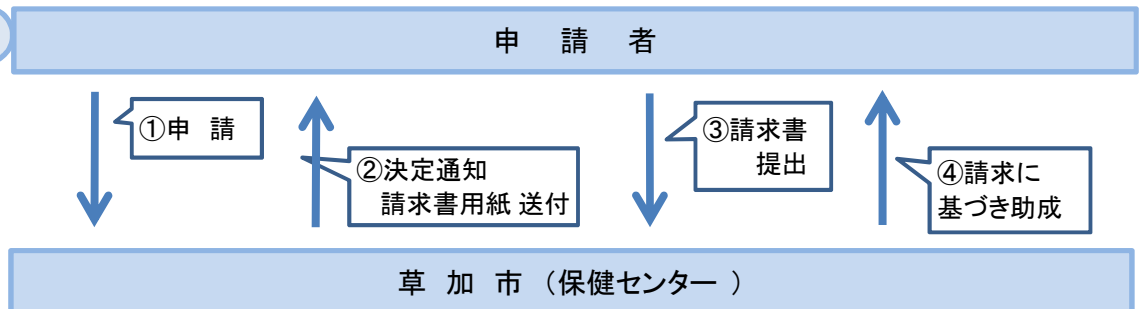
（郵送の場合は消印有効）

【（例）5月5日の出産の場合】

窓口申請：11月4日まで 郵送申請：11月4日の消印有効

【助成額】 助成額は、草加市妊婦健康診査助成金交付要綱に基づく金額（基準額）と妊婦健康診査の支払額とのいずれか少ない方の額となります。

申請の流れ



※①の受理から②の発送及び③の受理から④の振込はそれぞれ1か月程度要します。
なお、振込通知書は省略しますので、通帳記帳などでご確認ください。